

令和6年12月23日 開会

令和6年12月23日 閉会

第 8 回

(通算第 234 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 13 号		
吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。		
令和6年12月9日		
吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学		
1	日時	令和6年12月23日
2	場所	吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

第 8 回吉賀町農業委員会会議録		
招集年月日		令和6年12月23日
招集の場所		吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室
応招委員	農業委員	会長 齋藤 学 代理 河野 達 2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典 6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子 10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬
	農地利用 最適化 推進委員	河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎
不応招委員		なし
出席委員	農業委員	会長 齋藤 学 代理 河野 達 2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典 6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子 10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬
	農地利用 最適化 推進委員	菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎
欠席委員	農業委員	
	農地利用 最適化 推進委員	河口 貴哉
欠 員		なし
本回の議長		会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名		事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開 会		議長は 9時00分 開会を宣告
閉 会		議長は 9時11分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程		別紙のとおり
議事録署名委員の指名		田村 薫平 尾崎 勝典
会期の決定		令和6年12月23日
開 議		令和6年12月23日
備 考		

第 8 回農業委員会
(通算第 234 回)

令和6年12月23日

吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 非農地証明書の交付申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局	本日の欠席の委員さんは河口委員で、山根さんはまだ来られてないんですが、農業委員さん１２名の内１１名の方に出席していただいていますので、会議が成立していることを、ご報告いたします。 それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。
議長	議事録署名委員として田村委員、尾崎委員を指名します。 議案第１号 非農地証明書の交付申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案第１号について説明します。 非農地証明とは、登記上の地目が農地（田、畑など）になっているにも関わらず、現況では山林化や原野化している場合に、その土地が農地ではないことを証明するものです。この証明書を発行したら所有者が法務局で地目変更の手続きができます。 今回の申請は、農地の所在は七日市〇〇番、地目 田、面積〇〇㎡です。所有者は〇〇さんです。非農地の事由は戦前より耕作しておらず、宅地化しており、今後とも農地として利用することは考えられず、また農地への復旧も困難であるためです。 （山根委員、入室） 非農地の手続きの流れは、このあと議長から３名の委員さんを指名していただき、３名で現地確認をして非農地ということが認められたら、事務局から非農地証明書を出すことになります。 以上よろしくお願いします。
議長	それでは、今事務局が説明いたしましたとおり、非農地証明の現地の確認の３名の委員さんを指名したいと思います。 １名は本廣委員さん、よろしくお願いします。それから河内の澄川委員さん、よろしくお願いします、と私で確認をしたいと思います。 期日につきましては後ほどご連絡を申し上げてお集まりいただきたい。で、来月の農業委員会総会において発表する、という運びになります。よろしいでしょうか。
議長	議案第２号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案第２号について説明します。 この農用地利用集積計画というのは農地の貸し借りについて利用権を設定するも

議 長	のになります。 基盤強化法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。 2 ページをご覧ください。 《新規案件を読み上げ》 以上ご審議をお願いします。 はい、利用権設定につきましての新規案件の説明は終わりました。 では、農業委員含めまして最適化推進委員さんのご意見を拝聴したいと思います。 よろしくお願いします 利用権設定につきましてはご意見ございませんでしょうか。 無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。 議案第 2 号につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので認可承認されました。 以上、承認事項につきましては終了いたします。 それでは、その他の 4 番の方に入らせていただきます。 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします
事務局	7 ページをご覧ください。この農地法第 18 条第 6 項の届出は、農地の貸し借りがされていたものが合意解約された案件の届出です。 1 番は、場所は抜月で〇〇さんから〇〇さんに貸されていた農地の解約となります。理由は耕作者の変更のためです。抜月の月和田地区で農事組合法人が設立される予定なので、その関係で耕作者の整理をされているそうです。 2 番は、抜月の〇〇さんから〇〇さんに貸されていた農地で、理由は耕作者の変更のためです。理由は 1 番と同じです。 以上で説明を終わります。 以上、本日提出しました議案につきまして、終了したいと思います。 午前 9 時 11 分閉会